

厚生保険特別会計年金勘定（厚生年金）と国民年金特別会計国民年金勘定（国民年金）における貸借対照表の見方・考え方

公的年金制度の貸借対照表では、現に保有する積立金を資産に計上し、これに対して、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上しています。この「公的年金預り金」は実際にどこからか借り入れている額ではないということに注意してください。

近年の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となり、資産負債差額が負となっています。しかし、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積立金の財政に与える影響は限定的です。また、物価や賃金が予定を下回っている結果、給付額も予定を下回っており、積立金額の給付額に対する比率は財政再計算における見込みを下回っていません。したがって、見込みの積立金を下回ったからと言って、財政上深刻な状態に陥っている訳ではありません。このように、資産負債差額が負であることが直ちに年金の支給に支障を来すものではないということに注意する必要があります（詳しくは次ページをご覧ください）。

1. 年金制度における貸借対照表

年金制度では積立金を保有して運営していくことが多く、貸借対照表を作成する際に負債の部に何を計上するかについてはいくつかの考え方があります。その一つは、現在保有する積立金と同額のことを負債計上する方法です。この場合の貸借対照表は常にバランスすることになりますが、年金財政が現在どのような状況にあるのかを示す指標にはなりません。次に、過去期間に対応して将来支払うこととなる給付の現在価値（給付現価）を負債計上する方法があります。これは積立方式による制度において制度終了を前提とした財政のチェックのために、企業年金などで用いられています。三つ目として、制度の継続を前提とした財政のチェックのために、年金財政上予定している積立金を負債計上する方法があげられます。これは積立方式による制度では、給付現価から将来の収入の現在価値（収入現価）を差し引いて求められる責任準備金となりますが、これは財政の将来見通しを作成したときの年度末積立金に等しいものとなります。この額は、その制度が前提とおりに運営されていたならば現在保有しているであろう積立金を意味しており、貸借対照表で実際の積立金と責任準備金を比較することにより年金制度が前提どおりに運営されているかを判断することになります。

年金制度の貸借対照表では多くの場合、第三の方法により作成されています。この場合注意しなければならないのは、年金財政が負債に計上されている額をどこからか借り入れているのではないということです。

2. 公的年金預り金

公的年金制度は賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みで運営されていますので、積立方式とは異なり、過去に保険料を納付したことにより発生する給付の現在価値（給付現価）を負債と認識してそれに相当する分の積立金を保有するという必要はありません。その代わりに、公的年金制度では定期的に行われる財政再計算で財政（積立金）の将来見通しを作成して、負担と給付のバランスを図る制度改正を行っています。

公的年金制度において貸借対照表を作成する場合には、現に保有する積立金を資産に計上することは当然ですが、これに対応する負債としては、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上することとしています。これにより、貸借対照表は、現に保有する積立金と将来見通し上の積立金とを比較することによって、現在の財政状況がどのような状態であるのかを表す一つの指標になっています。

3. 資産負債差額

公的年金預り金は平成11年財政再計算に基づく各年度末の積立金となっていますが、その後の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となっています。しかしながら、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積

立金の財政に与える影響は限定的であり、見込みの積立金を下回ったことが直接に財政上深刻な状態に陥っていることを意味するものではありません。

また、貸借対照表は発生主義に基づき作成されています。このため、保険料を毎月徴収して2ヶ月に1度給付を行う現在の制度では、3月31日現在で認識している1ヶ月分の保険料と2ヶ月分の支出がそれぞれ、資産の部、負債の部に計上されているため、この差額（約2兆円）が資産負債差額を大きくする方向に働いています。

以上のことから、資産負債差額が負となっていますが、このことが直ちに年金の支給に支障を来すものではないことに注意する必要があります。

注記. 平成 11 年財政再計算の概要 (国民年金)

I. 国民年金の財政方式

(1) 国民年金の財政方式

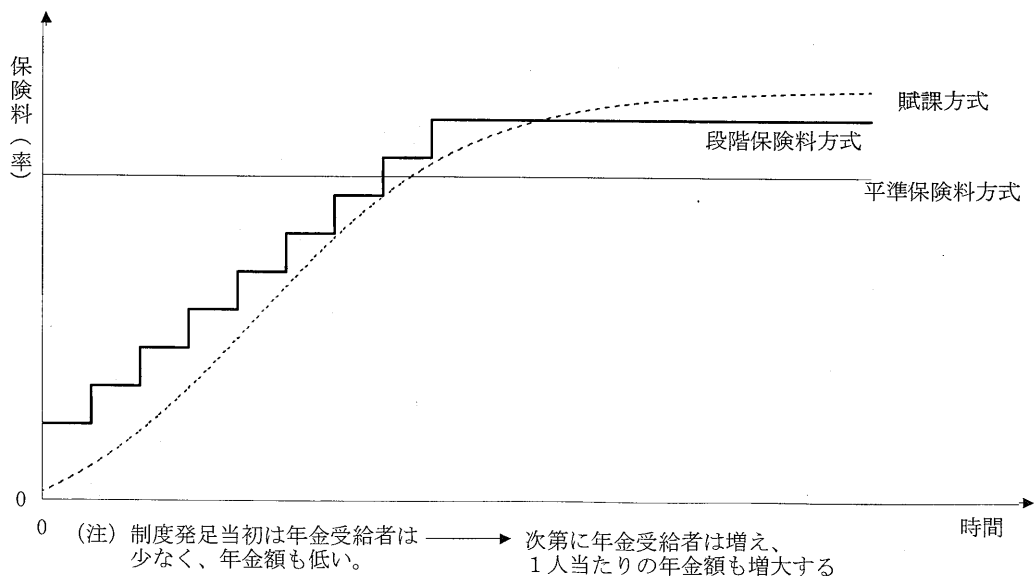
国民年金においては、現在、保険料を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金よりも歴史の古い厚生年金の場合には、昭和 17 (1942) 年の制度発足当初 (当時は労働者年金保険) には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料とは、将来にわたって一定で収支均衡が図られるような保険料のことである。しかし、戦後の昭和 23 (1948) 年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29 (1954) 年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。さらに、昭和 48 (1973) 年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価) が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式 (段階保険料方式) がとられることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36 (1961) 年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、厚生年金制度、国民年金制度等からの拠出金でまかなうことと払っており、この拠出金は、賦課方式的に算定されているが、国民年金制度 (第 1 号被保険者) としては、将来の拠出金という支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式ということことができる (図表 1 参照)。

(注) なお、平成 11 年の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表 1 年金の財政方式



(2) 保険料引上げ計画と積立金の役割

国民年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料を賦課方式における保険料よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料のピーク時には、保険料を6,000円程度(国庫負担1/3の場合。平成11(1999)年度価格)も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料を引き上げる必要が生じるということを意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料の引上げ幅を、毎年600円(平成11(1999)年度価格)としている。

平成11年の改正制度では、国民年金では、積立度合(前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率)が、平成37(2025)年度で、2.6、平成62(2050)年度では、2.4となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料計画、すなわち保険料の引上げ幅や最終保険料水準により決まってくる性格のものである。

II. 財政再計算の考え方

(1) 財政再計算の位置づけ

国民年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者(加入者)数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、国民年金制度を長期的に安定したものとする事ができるわけである。

(2) 平成11(1999)年財政再計算の前提

平成11(1999)年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

① 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成9(1997)年1月)における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口(平成4(1992)年9月)と比較したものは、図表2のとおりである。

図表 2 日本の将来推計人口－平成 9 (1997) 年 1 月推計と平成 4 (1992) 年 9 月推計の比較

	平成 9 (1997) 年 1 月推計	平成 4 (1992) 年 9 月推計
(65 歳以上人口) ÷ (20～64 歳人口) (平成 6 2 (2050) 年)	6 4 . 6 %	5 5 . 6 % (参考推計)
平均寿命	男 7 9 . 4 3 年 女 8 6 . 4 7 年 (平成 6 2 (2050) 年)	男 7 8 . 2 7 年 女 8 5 . 0 6 年 (平成 3 7 (2025) 年)
合計特殊出生率	1 . 6 1 (平成 6 2 (2025) 年)	1 . 8 0 (平成 3 7 (2025) 年)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計 (平成 10 (1998) 年 10 月) を用いている。平成 37 (2025) 年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は 20 歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

③基礎数

直近の被保険者 (加入者)・年金受給者の統計データであり、国民年金の実績に基づき設定している。

④基礎率 (人口学的要素)

被保険者 (加入者) 数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、国民年金の実績に基づき設定している。

⑤基礎率 (経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1. 5 %) を踏まえ、1. 5 % と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率 (= 賃金上昇率 - 物価上昇率) は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1. 0 %) や将来の実質 GDP 成長率の見通し (おおむね 1 % 程度) を踏まえ 1. 0 % とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率 (1. 0 %) + 物価上昇率 (1. 5 %) より 2. 5 % と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を 1. 5 % 程度上回って